



Title	ニュージーランドにおける監査制度と財務諸表について
Author(s)	龍家, 勇一郎
Citation	研究年報, (12), pp.97-108; 1971
Issue Date	1971-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10069/26368
Right	

This document is downloaded at: 2018-12-17T12:21:42Z

ニュージーランドにおける

監査制度と財務諸表について

龍 家 勇 一 郎

目 次

1. はしがき
2. ニュージーランドにおける企業組織形態
3. ニュージーランドにおける会計監査役の任命と会計士の倫理規定
4. ニュージーランドにおける監査基準
5. ニュージーランドにおける会計原則とその実務
6. 有価証券の公募に関する条件

1. はしがき

先きに1962年東南アジア研究年報第4集にて、ニュージーランドにおける職業会計士制度について発表したが、その後ニュージーランドにおける経営組織の形態、監査基準、会計原則とその実務及び有価証券の公募に関する条件等を入手したので前回の職業会計制度のみでは、その国の企業会計制度全般に関する研究としては、不十分なので追加発表することとした。

2. 企業組織形態

企業組織の主な形態として、法人企業、パートナーシップ、個人企業がある。商工業のほとんどすべては、有限責任の法人企業である。法人企業の設立、運用に関する規則は、1955年の会社法（The Companies Act）に規定されている。この会社は多くの点において、1948年の英国連邦会社法（The United Kingdom Companies Act）にならっている。25人以上のいかなる会社も、組織もパートナーシップも、この法の下に会社として登録しないかぎり業務を営むことはできない。会社は有限持分、有限保証又は無限責任のいずれかである。

株式（公募）会社（The Public Company）

一般大衆への株式提供による公募資本から成る会社は、「公募」会社と呼ばれている。しかし、この名称は1955年の会社法には使われていない。この公募会社はアメリカ合衆国

の一般株式会社に最っとも類以している。有限持分のとき、株主責任は未支払額に限られる。たとえあったとしても株主の株式資本の払込金額に限られる。会社は会社登記官吏に対して登録することによって正式に法人組織化する。

1. 会社目的、能力の概略、株式資本の詳細、責任の有限性（もし、そうであれば）を記述した会社の定款。及び

2. 構成員の関係を規定している権利、制限を列挙した会社の規約。

これら上記の事項は、各人の持分株数を詳述したすべての申込者の署名を必要とする。会社登記官吏は、申請された会社名（有限責任会社の場合は “Limited、（有限）” を付記しなければならない。）を認めたならば、当社は登記されており、業務を開始してもよいという許可証を発行する。

会社は常時、最低7人の構成員を必要とする。すべての会社は、検討され、総会に提出される財務諸表を構成員に報告する会計監査役を1人以上任命しなければならないと1955年の会社法は規定している。会計監査役の任命に関して詳細は後で述べる。

公募会社は毎年、定時総会開催日をも記載している年間報告書を会社登記官吏に提出しなければならない。その年間報告書は下記の如くである。

1. 登記事務所の住所
2. 登記構成員の住所（登記事務所と異なるかもしれない）
3. 株式資本及び社債の概要
4. 登記負債、即ち会社財産に課せられた抵当及び負担額。
5. 取締役及び部課の詳細な説明。
6. 構成員、その持株及び前期報告以降の変化。

監査役報告書及び取締役報告書と共に、適切な年間計算書の保証されたコピーは、年間報告を伴わなければならない。会社計算書のコピーは歳入官（The Commissioner of Inland Revenue）に提出しなければならない。

財務特別規定

1940年の財務特別規定の結果、大蔵大臣は10,000ポンド以上の資本をもつすべての会社登録、年間10,000ポンド以上の資本発行、有価証券の売却を承認しなければならない。設立趣意書に、大臣の承認を得ている、又は承認を必要としていない—もし、そのような場合—旨記載しなければならない。しかし、1962年6月28日の「一般承認」により、次の1. 2. を除いて資本発行には前記の適用をうけない。

1. 海外会社がニュージーランドで業務を開始したいとき。
2. ニュージーランドの登記会社が海外で有価証券を発行、又は海外で資本を発行したいとき。

海外で流通のため会社が発行した設立趣意書には、その発行が承認を必要とした権利放棄の規定がなければならない。このような制限は、いつにおいても政府政策に変化されや

すい。

個人会社 (Private Companies)

会社法第8節の下に個人会社として法人組織化されている会社は、一方では、ほとんど報告義務や条件制限を受けないが、他方株式の一般公募は認められない。個人会社の定款及び規約は、前述の「公募会社」のそれと同様である。個人会社は、同族企業、密接に関連した小企業、及び他法人組織の子会社にとって、一般に有限責任であるという利点で設立される。この有限責任なる点は子会社にとって、より一層好都合な法人組織である。

個人会社は、わずか2名で成立する。がしかし構成員は25人に制限される。ただし雇人が同時に会員である場合は50人を限度とする。資本は全額承諾されなければならない。即ち、たとえ全額払い込まれなくとも、全株会員に割りあてなければならない。ただ1人の取締役がいなければならない。

個人会社は、会員に特典を与えたり、制限を加えたりする旨、規約に規定する。たとえば、規約で株式譲渡を制限したり、特定株に優先議決権を付与したり、部分的、全面的に管理したりできる。公募会社の子会社ではない個人会社は、もし一般から資金を借りていなければ、監査される必要はない。これは、会員によって、監査役を任命しないという毎年全員一致の決議を経てなされる。

個人会社は社債を発行することができるし、又その目的の為に発行された設立趣意書に基づいて一般から資金を得ることができる。個人会社は、株式資本の申込金を請求する旨の設立趣意書は発行できない。もし個人会社が、申込金を請求する旨の設立趣意書に基づいて一般から借入金を得ていなければ、毎期の計算書、取締役報告書、監査役報告書を会社登記官吏に提出する必要はない。

パートナーシップ (Partnership)

英米法の下で認められている様に、無限責任者を含む普通一般のパートナーシップは、ニュージーランドにおいてもみられる。特別パートナーシップは、預金や保険よりはむしろ商売取引のために設立される。そこには、異なった階級、即ち有限責任の者もいる。この特別パートナーシップは最高裁判所に登録しなければならない。

外国法人の子会社及び支店

外国法人はニュージーランドにおいて事業を営むため、前述の如き理由で一般に個人会社として子会社を設立する。この子会社規定が1955年の会社法制定を必要ならしめた。ニュージーランドにおいて事業経営のため支店を設立している外国企業は、1955年の会社法規定により「海外会社」(Overseas company)と登録される。登録の必要事項は、1人以上のニュージーランド居住者の名前と住所、又は海外会社にかわって業務遂行を認められたニュージーランドにおける法人会社の名前、住所及び会社取扱いの必要事項である。すべての海外会社は、あらゆる業務場所、即ち証書の上部に、手紙に、掲示に、会社名、法人組織した国籍、有限である点(もし有限である場合には)を明記する。

すべての海外会社は、毎年、もしニュージーランドで法人組織していれば、会社登記官吏に請求された必要計算書を提出しなければならない。これらの計算書は全体的な会社、集団のそれであって、ニュージーランドの業務、財政のそれだけに限らない。相互基礎の下に英連合王国とオーストラリアにおいて法人組織化された会社には、この提出規定に従うようには要求されていない。海外保険会社も同様に、他の関連法規に従わなければならない。

業 務 記 録

1955年の会社法は、すべてのニュージーランドの会社は、「すべて網羅した、真実な、完全な会社取引、業務の計算書類」を記録しなければならない旨規定している。会計記録がニュージーランド以外で記帳されている場合は、少なくとも六ヶ月毎にニュージーランドに送り、会社の財政状態を最も正確に示すように、そこに保存していなければならない。これら報告書類は、会社法に従って会社の毎期計算書類が準備されるようにしなければならない。

すべてのニュージーランドの業務は、会社であれ、パートナーシップであれ、個人であれ、その計算書類を国内歳入省の税部門(The Taxes Division of the Inland Revenue Department)に提出しなければならない。計算書類の内容や所得税法の他の要求事項は、必ずしも1955年の会社法のそれに従ってはいない。

3. 会計監査役の任命と公認会計士の倫理規定

ニュージーランドでは、すべての会社は、ニュージーランド会計士会員から（いくつかの例外はあるが）1人、会計監査役を任命するように、1955年の会社法によって規定されている。

監査役の任期は、毎期総会の閉会から、次期の総会の閉会までである。任期満了の監査役は、何ら決議を経なくても再任されることができる。もし総会で監査役が任命されず、また再任もされない場合は、会社登記官吏が監査役を任命できる。

次の者は、会社の監査役として任命される資格はない。

- 1：当該会社の役員、従業員。
- 2：当該会社の役員、雇人、従業員。（この規定は個人会社には適用されない。）
- 3：団体法人。
- 4：他会社一子会社や親会社一で監査役の資格取消しとなった者。

このようにニュージーランドは、すべての会社の会計監査役はニュージーランド会計士協会会員中から任命される。それ故、会計職業に関する倫理規定は、協会によって厳しくされ、協会の調査委員会により施行されている。その倫理諸規定は英本国会計士法の倫理規定に準拠して作られている。その重なるもの次の如し。

- 1) 会員は報酬額が会員の報告結果に左右されるような取決めを行なってはならない。

2) 会員は偽り、不正、誤解を生ぜしめるとわかっている書類を正しい書類として処理し、保証してはならない。

3 : 未監査書類は、その旨表示されなければならない。

4 : 会員は、同業会員との事前協議なくして、他人の雇人に仕事を言い渡してはならない。

5 : 依頼人は、会員の判断に影響を与えるいかなる業務関連、利害、関係を知らなければならぬ。

6 : 会員は、他会員の業務を侵害してはならない。会員は、他会員への依頼人から業務提供や特別アドバイスをするよう話しかけられた場合、その状況を他会員に報告しなければならない。

7 : 会員は、専門業務を懇願してはならない。

8 : 会員は、会員、協会、業務に不評をもたらすような疑わしき性格の会社や活動と、いかなる関連を持ってはならない。

ニュージーランド会計士協会法（1958年）第60条でマナーについて規定しており、その名の下に会員は業務を行わなければならない。この法律の趣旨は、海外会計士協会がこの法律の効力発揮以前に、この国に設立されたものでなければ、それがニュージーランドにおいて、それ自身の名の下で業務を行うことを禁ずることである。

4. ニュージーランドにおける監査基準

先ず一般基準についていうと、その会計監査基準には、何ら正式表明はないが、ニュージーランド会計士協会では、おりにふれ月刊誌にこの問題について記事をのせている。

ニュージーランドの一般会計士は高水準の会計監査維持の重要性を認識している。この一般基準や研究分野の水準は、英国連邦国やアメリカ合衆国などの他の国々のそれに匹敵するものとしている。

独立性：倫理法規が、`依頼人は、協会会員の判断に影響を与えるいかなる業務関連、利害、関係を知らさなければならない' と規定しているが、一般会計士の意見によれば、彼の独立や職業判断に影響しない限り、監査している会社で一般会社士が株式を所有することは自由である。個人会社の監査役が、自分への依頼人のために会計業務をやることときどきある。

会社法は、(a)その会社の役員、従業員、(b)個人企業は例外として、当該会社の役員、従業員を監査役として任命することを禁じている。それ故に、一般会計士は、自分の事務所や自分の仲間が監査している公募会社の取締役となることはない。個人会社の場合、一方では、一般会計士である自分の仲間がその会社の監査役であり、さらに事務所の仲間が取締役か役員であることも起こり得る。

研究分野の水準

ニュージーランドには、監査手続を規定した法律がないし、又アメリカ合衆国証券取引委員会の規約に似たようなものもない。ニュージーランドにある監査手続は、次のことを含んでいる。

1：いくらかの会社は、積極的、消極的、に組合わせた確認形態を用いるが、一般に受取確認は消極的になさる。

2：大会社の実務に違いはあるが、依頼人の手続が適切であると保証するのに相当の時間を費やし、又財産目録の価額を再検討するであろうが、一般会計士が財産目録を保証することは例外的なことである。財産目録に関して、監査役は相当、経営者の説明に依存している。

3：一般会計士が、正常会計監査手続の一部として行なうことがあろうが、内部会計組織を支配すべきとの要請はない。

4：小切手法（The Cheques Act）が制定されて以来、小切手が受取人の勘定に預けられている場合、裏書きする必要がなくなった。

5：監査役がすべての場合において、銀行残高を直接確認する必要はない。銀行から依頼人に発行された残高証明書を再検討する監査役も何人かいる。

報告基準

会社法第166「監査役の報告」の下で規定されている報告を株主にするように監査役は義務づけられている。1955年の会社法の要求に応じてはいるが、監査役が無資格報告の一形式は次のようである。

我々は、要求したすべての情報及び説明を得た。我々の意見では、帳簿の検討からなされる以上、会計の適切な帳簿は会社で記帳される。我々に与えられた、及び前述の帳簿に示された最高の情報及び説明に従って、某月某日の会社の業務状態、及びその日決算の年間業務結果のかなり真実、公平な見解を与えるために、貸借対照表、損益計算書が適切に作成されている。以上の情報、説明によれば、計算書、貸借対照表、損益計算書が、1955年の会社法で要求している情報を与える。

損益計算書や、それに添えるべき取締役報告書のコピーなしで、貸借対照表を発行、流布することに対する罰は会社法に規定している。国内歳入省は認定財務諸表を要求していない。ニュージーランドの一般会計士は、彼らの主な法的責任は、自分達を指名した株主に対してである。しかし一方、銀行、貸付け団体、債権者、及び第三者集団に対して道義的責任があると思っている。

一貫性（Consistency）

計算書の真実をゆがめる会計基準の変更は表示しなければならぬ、と会社法は規定している。

重要性 (Materiality)

ニュージーランド公認会計士は、自分の事業及び財務諸表に関する意見の重要性、及び効力にアメリカ合衆国の公認会計士との同一概念をもっている。

脚注の利用

脚注は広く使用されるけれども、財務諸表に重大な影響力をもっている後発する事件は、通常脚注には表示しない。実務はそのような表示の方向に向かっているけれども、しかしこの情報は適切に取締役の報告書に与えられる。

取締役報告書

株主総会に提出される貸借対照表に、取締役報告書を添えなければならない。この報告書は次の事項を記載していなければならない。即ち、(a) 会社業務の状態、(b) 可能配当、(c) 積立金勘定への移行案、(d) 会社及びその子会社業務の性格変更及び変更案。

取締役報告書に、法律で計算書に記載するよう要求している情報を記載することが許されている。この手続が採用されるとき、もし取締役報告書が添えられなければ、貸借対照表を提出することは認められない。

5. ニュージーランドにおける会計原則とその実務

ニュージーランドにおける会計原則とその実務は、主に1955年の会社法に基づいている。この法の第8表は、財務諸表の提出にあたって従わなければならない諸条件をあげている。さきに述べたように、協会は1964年「会計原則のすすめ」を発表した。これは撤回されて再検討中である。

財務諸表の形式及び内容

財務表表示；ニュージーランドにおける貸借対照表の一般配列は、英連合王国の配列慣習に似ている。即ち、左側に資本、負債を、右側に資産を記載。アメリカ合衆国公益事業で使われている用語順位の名残りがまだある。即ち、固定資産は資産の最初に、株主持分は負債の最初に記載。又勘定式が報告式よりもよく使われている。会社の貸借対照表は、財務期末の財政状態に真実、正確なものでなければならないと、会社法は規定している。

財務諸表比較

会社法は、前期経営期間との比較可能な数字を要求している。

連結財務諸表；連結財務諸表の提出は、会社法の親子会社会計の項で適用をうけている。一般原則として、親会社、子会社に渡って適用をうけており、連結貸借対照表や連結損益計算書から成る会計計算書が提出されるよう要求されている。結合計算書が、完全な連結貸借対照表、連結損益計算書としてよりは、一形式として表示される場合がある。

次のような場合、子会社は連結計算書から除外される。

1；そこに含まれる無意味な額であることから見て、非実務的であるか、会社のメンバーに対して何ら価値がない場合。

2 ; 連結するのに費用を要し、会社のメンバーにとって、その価値に較べて時間的余裕がない場合。

3 ; 誤解を生ずると思われる場合。

4 ; 親会社、子会社の業務に支障をきたす場合。

5 ; 子会社業務と親会社業務とが非常に違っていて、一つの事業とみなされ難い場合。

上述の後の二項、4、5、が該当する場合評議会規則による議長 (Governor-General) の同意が必要である。子会社の資産や負債が連結されない場合、親会社の子会社への投資や、貸付金、立替金は名々の別項目を設けなければならない。

共同利害

ニュージーランドでは、「共同利害」なる用語は何ら会計上意味をもたない。

流動資産

一般に、流動資産は会社業務に適した項目に分類しなければならない。もし会社の取締役が、業務の一般コースにある流動資産の実現可能価値、又は時価が貸借対照表価値以下であるとの意見をもっていれば、取締役は貸借対照表に、事業報告書に、又は附帯報告書に適切に明記しなければならない。

棚卸 ; 棚卸の評価基準は報告書に示す必要はない。簿外棚卸在庫は一般的ではないが、この実務を排除する傾向にある。

投資 ; 売却目的や換金目的をもたない投資は、市場価額、又は価値下落以下額で示される。

固定資産 ; 会社はすべての固定資産評価基準を貸借対照表上に記載しなければならない。

各組別固定資産は、原初価額の総額を示すことが必要である。(会社法は、法のすすめている簿価は、その時作られた固定資産許価であるが如く取扱うよう特に規定している)。

企業利益により、又はその為に建造された固定資産の原価は普通、間接費用、金融費用は含まない。固定資産再許価は会社法で認められており、それには課税されない。

繰越費用 ; 準備費、株式発行費。社債発行費。株式、社債発行手数料。社債、株式発行で認められる割引額などすべて、償却されるまで別項目で表示しなければならない。債券割引額と費用は、普通一年以内で償却される。

無形資産 ; 無形資産の償却、記載は、完全表示をなす積立金勘定に負っている。

負債

担保負債は表示しなければならない。しかし、負債を担保にした資産はその必要はない。配当にあてられた純総額は別に示さなければならない。

外国通貨負債 ; 外国通貨負債は、一般に貸借対照表期日に一般に行なわれている交換比率及び転換基準で、地方通貨により示される。交換比率における正常な変動は所得に帰す。交換条件が、そうである資産は一般に脚注に、外国通貨で示さなければならない。

社債；ニュージーランドでは、`debenture、なる用語は、担保借入及び無担保借入の両者に使用される。被指名者及び会社信用で所有されている会社の社債、及び記帳総額を明記しなければならない。会社が再発行することができる償還社債の詳細を貸借対照表に明記しなければならない。

偶発債務；他の債務保障の目的のための担保資産から生ずるであろう潜在債務総額を含む全ての偶発債務は脚注で表示しなければならない。それ以外では得られない物質総量への資本支出の請負総額、又は見積額も示さなければならない。長期契約による物質契約は表示する必要はない。

積立金及び準備金；アメリカ合衆国とニュージーランド間に、積立金と準備金に関して、用語上重要な差異がある。1955年の会社法が規定しているように、ニュージーランドにおいて積立金とは、一般に収益や他の剰余に対して要請される額である。(a)勘定が正確に見積れないところの特別要求、(b)総額がかなり正確には決定できない貸借対照表期日にある資産評価の偶発事項及び減少で知られる特約。

積立金は、負債、偶発債務、契約、及び資評価の減少に應ずるため、収益又は他の剰余金から振当てられた額である。換言すれば、積立金や準備金設定にあたって、取締役の意向は、類別決定で絶体的である。もはや存在が無意味な準備金は積立金として再類別することになる。

積立金は、他の株主資金に含まれる、一方準備金は、通常適切な勘定の下に流動負債で示される。積立金はさらに、資本積立金と利益積立金とに区別される。資本積立金は、一般に株主配当によって、分配可能と認められない積立金である。資本積立金は、固定資産の再評価、又はプレミアム株式発行によって生じ、その資本積立金は賞与株式(株式配当)の発行に用いられる。このような賞与株式や1957年以前の積立金から発行された株式には、受取人に所得税は課せられない。計算書に資本、積立金、準備金の詳細を網羅しなければならない。

秘密積立金；資産評価における価値下落、更新、減少に備える準備金は別項目で示す必要はない。しかしながら、1955年9月1日以降設けられた準備金が、その目的に必要な額を超過する場合、取締役の意見において、その超過額は積立金として取扱われ、その旨表示しなければならない。

資 本

株式資本；次の事項は貸借対照表、又はその脚注に記載しなければならない。

- 1；発行済払込資本
- 2；総額、及び優先償還株の償還期日
- 3；未発行株に関する事項—授権株式の株数、種類、総額。
- 4；利子が資本から支払われる株式資本、及び利子率
- 5；未払い特定累積配当

株式発行差金勘定；この勘定はアメリカ合衆国の払込剰余金勘定にあたる。この勘定は、別に資本留保として示さなければならない。これは準備費用、発行委託費用、株式及び社債発行割引額、優先償還株及び社債の償還時のプレミアムの償却に使用される。

他のいかなる業務、資産取得のため発行された全ての株式は、取締役によって正しく評価され、その剰余金は「株式発行差金」勘定に記載されなければならない。子会社獲得に際して、このような評価は、その子会社の株主資金の簿価による。この獲得価額は、受取人に課税されない割増株式発行によって資本化される。

損益計算書

損益計算書は報告式への傾向にある。販売、及び販売費は普通、個人企業でみられるが、公募会社の計算書には、ほとんどみられない。公募会社の重役が、毎年の総会の演説で売上高を明らかにすることは珍しいことではない。損益計算書は当該営業年度の会社の真実公正なる利益、損失を示し、さらに会計基準における重大な変化を示さなければならない。別項目で示すべき項目は次の通りである。

- 1；(a)国債及び公債、(b)企業投資、(c)他の投資から区別された投資による所得。
- 2；正常な価値落下、又は固定資産減価に関する規定。もし規定がなければ、その旨記すこと。
- 3；営業年間に得た所得のニュージーランドの課税に関する規定。
- 4；上記2人以外の規定から、又はその規定への変更。
- 5；積立金への繰入、又は積立金の取崩し
- 6；重要な異常臨時特別会計処理
- 7；常時俸給取締役の俸給を除く取締役の報酬
- 8；総会で決定していない場合、監査役の報酬
- 9；会社の社債、又は固定借入金の利息。
- 10；株式資本や借入金の償還に要した額。
- 11；株式資本の年間配当。しかし、取締役のすすめる決定配当に対し準備することが一般に行なわれている。

価値減価；大部分の会社は、便宜上、税金目的のため設けられた評価や手続に従っている。一般に、建物は直線的に減価するが、一方、他の資産は通常通減的に減価する。上述の固定資産再評価を示す額の価値減価を、税金目的のために控除することは許されない。

株式配当；株式配当（株式賞与）は、市場価額、公正価額を考慮することなく、株の払込価額に基づいて発行会社で許価される。

取締役報酬；ニュージーランドでは、取締役俸給として区別されている取締役報酬部分だけが当該勘定で示される。しかし、取締役が同時に、その会社の常時雇人である場合は、その俸給を示す必要はない。

6. 有価証券の公募条件

1955年の会社法及び1960年の改正会社法（The Companies Amendment Acts）は取締の規則及び条件を含んでいる。すなわち、

a) 趣意書又は会社法の下で趣意書であると認められる書類による株式、社債、無担保預金、無担保手形の一般発行。

b) 譲受の申込（take-over offers）

先づ趣意書による発行次の如し。

次の事項は、1955年の会社法第4章に列挙されている如く、趣意書に明記すべき重要事項の要約である。

1；株式資本と関連投票権の記述。

2；取締役の詳細、及び会社創立、必要財産における収益の詳細。

3；株式割当て前、その発行によって生ずる最少額。

4；発行収益から得られる財産の詳細、及び他の必要資金の源泉の詳細。

5；準備費、株式発行委託費、創立費総額

6；収益、損失、過去5年の営業年間の配当率、及び前期決算時の資産、負債に関する監査役の報告書。

7；過去5年の営業年間の収益、損失、及び前期貸借対照表期日における資産、負債を示す、公認会計士による報告書。

権利が非メンバーに移行できるか否かは別問題として、現在メンバーに株式、社債を発行する公募会社は、上記の項目規定に従う必要はない。しかし、公募会社は、会社登記官吏にその発行の詳細を提供しなければならない。個人会社は株式を一般大衆に提供することは禁じられているが、一方、若し趣意書に関する会社法規が守られるならば、一般大衆に預金又は貸付金を求めることができる。

次に譲受の申込（take-over offers）は次の如し。次の事項は1963年の改正会社法第1章、第2章で要求している如く、申込会社及び受理会社で提供される諸表中に記載すべき、事項の要旨である。法の要求を放棄することに同意した、又は申込が会社の6人以下で行なわれる個人会社には、この規定は適用されない。

1；申込会社のステートメントーすべての申込みに明記すべき事項。

(a) 申込みが条件付きである場合、最少要求受理額、及び申込者が、その申込が無条件になると言明している日付。

(b) 報酬、支払い方法、及び支払い期日。

(c) 直接、間接的に申込者によって、すでに所有されている受理者の持株の詳細。

2；報酬として有価証券を提出された場合、明記すべき付記事項。

(a) 会社、業務の種類、法人会社の国籍、取締役の詳細。

(b) 会社の過去5年の営業年間の各々の収益損失明細表、及び支払配当率。発行払込資本、当該期間の資本構成変化、及び資本増加の源泉。

(c) 申込みれた有価証券の払込価格、及びその有価証券が、すべての点で以前発行した有価証券と同一であるか否か。もし同一でなければ、差異、制限の詳細を明記しなければならない。

(d) 申込みれた有価証券の株式の交換が認められるか否か。

(e) 最新の申込直前の有価証券売買価額、配当率、及び申込者、受理者の有価証券の譲渡配当の詳細。異常費用、及び信用取引の詳細。損益計算書に示されている項目が関係している重要な点は、注解か何か他の方法で損益計算書に記載しなければならないと、1955年の会社法第8章は規定している。会社で通常引受けていない種類の取引；資本変動による変動を説明し、申込前3年間の最高、最低売買価額。

(f) 前期決算日以降の、負債の重大な変化の詳細、及び前期決算日以後6ヶ月以降に申込がなされた場合、収益、損失の現在の傾向の見積評価。

(g) 最新の計算書、貸借対照表、および取締役の報告書を付け加えること。

株式取引所の有価証券一覧表条件

ニュージーランド株式取引所は、一定の記載条件を要求している。しかし、1955年の会社法の要求している以外のいかなる会計報告書も要求していない。株式の自由市場確保のため十分に広範な一般所有、株式取引所、株主の存在、その株主が、配当、資本構成変化、取締役変更、及びそのような情報に関する忠告を受けることができるよう規定している。すべての株主は、株主に対する重役の年間演説のコピーを受取ること、及び半年報告書が株主に発布されることを株式取引所は強く勧めている。

以 上